

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 3月31日施行

令和 7年 3月31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第18号

佐用町任意予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町任意予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年 3月31日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第18号

佐用町任意予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町任意予防接種事業実施要綱（平成22年佐用町要綱第18号）の一部を次のように改正する。

別表高齢者水痘ワクチンの項対象要件の欄中「満50歳以上の者」を「満50歳以上で定期予防接種対象外の者で、令和7年4月1日以降に本ワクチン又は帯状疱疹ワクチンを接種したことがない者」に改め、同表帯状疱疹ワクチンの項対象要件の欄中「満50歳以上の者で、免疫不全等により生ワクチンの接種が困難な者」を「満50歳以上で定期予防接種対象外の者で、令和7年4月1日以降に本ワクチンを2回又は高齢者水痘ワクチンを接種したことがない者」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。